

地 拵 作 業 仕 様 書

1. 作業方法等

作業区域内の雑草木は、保残を標示または指示されたものを除き、可能な限り地際から刈払うこと。

（１）枝条存置地拵

末木枝条等は、局部的に集積することなく全面にばらまき、できるだけ地表面に密着するよう存置すること。

（２）枝条筋置地拵

末木枝条等は、指定された方向に筋状に１ｍ以下の高さに棚積みすること。

この場合、適宜杭を打ち、風雪等により崩れないよう処置すること。

植巾及び末木枝条等の置巾は、監督職員の指示によること。

（３）坪地拵

植穴位置を中心として、概ね半径 50 cmの雑草木を刈払い末木枝条を整理すること。

苗間及び列間については、監督職員の指示によること。

（４）組合せ地拵

同一区域内で、複数の地拵方法を組合せる場合の作業要領は、上記（１）～（３）に準ずること。

（５）機械地拵

一貫作業システムにおいて機械地拵を行う場合の作業要領は、上記（２）に準ずること。

2. 溪床の末木枝条処理

末木枝条処理がある場合は、流出のおそれのない溪流敷外に除去すること。

なお、焼却を指示した場合の火入れ手続き、作業方法等については、監督職員の指示に従うこと。

3. 立木の巻枯し

立木の巻枯しの必要な場合は、監督職員の指示により実施すること。

4. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

コンテナ苗木植付作業仕様書

1. 苗木の購入及び検収

- (1) 請負者は、発注者の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び仮植地等について監督職員と協議し、仮植地又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- (2) 苗木の検収については、九州森林管理局が別途定める検収要領に基づき検収することとし、検査によって生じた本数不足分及び不合格苗木については、請負者の責任において優良な苗木を確保すること。

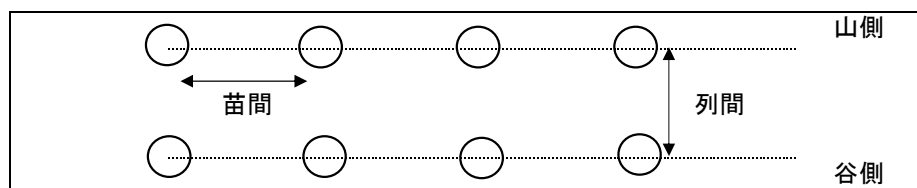
2. 苗木の管理

- (1) 検査を受けた苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害の恐れのない所に保管すること。
- (2) 苗木は保管場所に立てて寄せ並べ、必要に応じ、こも、シート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。

3. ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	ha当たりの植付本数	植付方法	苗木の植付間隔 (水平距離) m		適用林小班等
			苗間	列間	
スギ	1534	長方形植	2.0	3.3	14つ1
スギ	1500	長方形植	2.0	3.3	14な1
スギ	1674	長方形植	2.0	3.0	204そ
スギ	1818	長方形植	2.0	2.8	204そ1
スギ	1739	長方形植	2.0	2.9	210く8

(平面図)



4. 植付要領

- (1) 植付地点を中心に径7cm、深さ18cm程度の植穴を掘る。
- (2) 苗木の植付けは、根鉢を植穴の底に密着させ、根元部が地表面よりやや低くなるよう垂直に植え付ける。
- (3) 側方は、根鉢と植穴との間に空隙がないように土を入れる。
- (4) 地表部は根鉢が乾燥しないよう土を被せ、倒伏を防止するため、根元を足で踏みしめ、落葉等で被覆する。

5. 作業上の留意事項

- (1) 苗木を深植することは生育不良の原因となるので、充分注意すること。
- (2) 苗木の運搬及び植付の際は、苗木が乾燥又は損傷しないよう充分注意すること。
- (3) 筋刈が容易になるよう、植栽列は等高線に沿うようにし、できるだけ孫列を作らないこと。
- (4) 植付地点が伐根あるいは岩石等で植栽困難な場合は、適宜ずらして調整することとするが、その場合、できるだけ苗間方向で調整を行い、列間方向の調整は避けること。

6. 不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を請負者の負担により確保すること。

7. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

ポット苗木植付作業仕様書

1. 苗木の管理

- (1) 乙は、甲の指定する樹種・規格のものを購入し、購入した苗木は監督職員と協議し、できるだけ植付場所に近い日陰で、水害等の被害のおそれのない所に保管すること。
- (2) 苗木は保管場所に立てて寄せ並べ、外周を土、落葉等で覆っておくこと。また、必要に応じ、こも、シート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講じること。

2. 植付要領

(1) ビニールポットの場合

- ア. 苗木は、ポットから取り出した形のままで植付ける。
- イ. 植付地点を中心に、30cm四方に地被物を取除き、中心に植穴を掘る。
- ウ. 植穴は、直径、深さともポット形の上面直径、高さの2倍以上とする。
- エ. 植付に当たっては、植穴の底に腐植質の土壌を入れ、その上にポット形の底を密着させ垂直に据える。
- オ. 側方は、ポット形と植穴との間に空隙がないように土壌を入れる。
- カ. 踏付は、ポット形を潰さないように両手を使い、植穴の外周から内側に向けて体重を少しかける程度で押さえる。
- キ. ポット形の上面より1～2cm程度の高さが植付後の水平面となるように土を寄せ、更に落葉等の地被物で根元を被覆しておくこと。

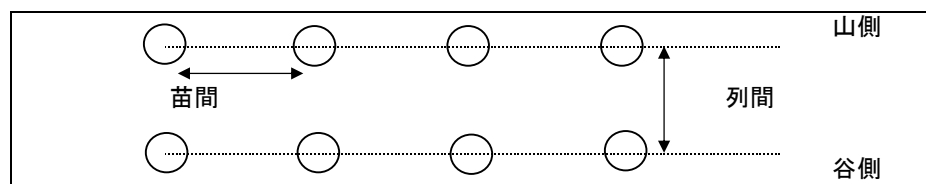
(2) ジーフィーポットの場合

- ア. 苗木は、ポットから取り出さずにポットごと植付ける。
- イ. その他の植付要領は、上記2（1）イ～キに準ずる。

3. ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	ha当たりの植付本数	植付方法	苗木の植付間隔 (水平距離) m		適用林小班等
			苗間	列間	
広葉樹	4000	正方形植	1.6	1.6	209ろ1

(平面図)



4. 作業上の留意事項

- (1) 苗木を深植することは生育不良の原因となるので、充分注意すること。
- (2) 苗木の運搬及び植付の際は、ダンボール等の箱に入れて持ち運び、苗木が乾燥、又は損傷しないように充分注意すること。
- (3) 筋刈が容易になるよう、植栽列は等高線に沿うようにし、できるだけ孫列を作らないこと。
- (4) 植付地点が伐根あるいは岩石等で植栽困難な場合は、適宜ずらして調整することとするが、その場合、できるだけ苗間方向で調整を行い、列間方向の調整は避けること。

5. 不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を乙の負担により確保すること。

6. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

獣害防止ネット設置仕様書

1. 獣害防止ネットの購入及び検収

- （１） 請負者は、発注者の指定する品質規格の獣害防止ネットを購入し、獣害防止ネットの輸送日及び保管場所等について監督職員と協議し、獣害防止ネット保管場所又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- （２） 獣害防止ネットの検収については、契約図書（特約事項）の定める品質規格同等品及びその規格品以上とし、甲の指定する獣害防止ネット品質規格に基づき検収することとする。また、検査によって生じた不合格獣害防止ネットについては、請負者の責任において優良な獣害防止ネットを確保すること。

2. 獣害防止ネット設置要領

- （１） ネット設置線については伐開等をして枝条等を取り除き整理すること。
- （２） 支柱は地形・地質を考慮し 4 m 間隔を基本に打ち込み固定すること。
- （３） 急傾斜地に於ける支柱の打ち込みは傾斜面に向かって垂直に打ち込むこと。
- （４） ロープはネットの上段に「張りロープ」を、下段に「押さえロープ」を使用すること。
- （５） 支柱とネットが接する部分は 3 箇所以上を基本に固定し、たるみを防ぐこと。
- （６） 各支柱間のネットの下部（裾部分の端）には 3 箇所以上を基本に杭で固定し、シカ等の侵入を防ぐこと。
- （７） 支柱の補強については、支柱 2 本当たり 1 箇所を基本にアンカーをとり、ロープ等で支柱を補強すること。また、コーナーの支柱は必ず補強すること。
- （８） 出入り口を監督職員の指示により設置すること。
- （９） 上記以外については、獣害防止ネット購入メーカーの製品取扱説明書及び設置施工図を参照し設置すること。

3. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

単木保護資材設置仕様書（幼齢木ネット）

1. 単木保護資材の購入及び検収

- （1）請負者は、発注者の指定する品質規格の単木保護資材を購入し、単木保護資材の輸送費及び保管場所について監督職員と協議し、単木保護資材保管場所又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- （2）単木保護資材の検収については、契約図書（特記事項）の定める品質規格同等品及びその規格品以上とし、発注者の指定する単木保護資材品質規格に基づき検収することとする。また、検査によって生じた不合格単木保護資材については、請負者の責任において優良な単木保護資材を確保すること。

2. 単木保護資材設置要領

- （1）単木保護資材設置箇所周辺の枝条等を取り除き整理すること。
- （2）ネット（175cm）1枚につき支柱を2本ずつ使用し、1本はネットの中に通し、もう1本はネット内の支柱に重ねてネットの外に、苗木の斜面下に最低 30cm 以上挿し込むこと。
- （3）ネットは苗木全体に被せ、地際部に空間を作らないよう、ネットを2枚重ねた状態で支柱とは反対側かつ苗木から指2～3本分程度離れた位置に竹杭を1本打つこと。
- （4）ネットと支柱は外れないよう4箇所を番線で留めること。

3. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

(設置完了図)

